

議会議案第 11 号

安中市議会会議規則の一部を改正する規則について

安中市議会会議規則を次のように改正する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

提 出 者 議会運営委員会

委員長 小 林 克 行

安中市議会議長 佐 藤 貴 雄 様

安中市議会会議規則の一部を改正する規則

安中市議会会議規則(平成18年安中市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第63条に次のただし書を加える。

ただし、一問一答の方式においては、第55条の規定を準用しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

安中市議会会議規則(平成18年安中市議会規則第1号)新旧対照表

現 行	改 正 案
(準用規定) 第63条 質問については、第55条及び第59条の規定 を準用する。 _____ _____	(準用規定) 第63条 質問については、第55条及び第59条の規定 を準用する。 <u>ただし、一問一答の方式においては、</u> <u>第55条の規定を準用しない。</u>